

## 【議会からの回答】

Q 定例会一般質問のあり方について、なぜ市長が答弁しないのか。

一般質問とは、行政全般について市の方針をただすものです。光市議会では4回の定例会ごとに一般質問が設けられています。質問者は定例会招集日の4日前の議会 運営委員会の前日16時までに、件名と要旨を議長に通告することになっています。

一般質問は行政の長である市長に対して行うものであり、質問に対する答弁は原則として市長が行うべきものです。しかしながら、多岐に渡る行政課題の詳細な内容やその数字などについて市長が全てを把握して正確に答弁を行うことは、現実問題として難しいことも事実です。そのため、市長は答弁を参与に委任できるようになっています。但し、参与の答弁は、あくまで市長答弁を「補完」するものであり、市長の政治責任まで代行できるものではありません。

一問一答方式で行われている当市議会の一般質問は、政策論議を深め、問題点を浮彫りにするうえで重要な質問形式ではありますが、現状は、ややもすると「微に入り、細に入る」質問や所属委員会の中で十分対応できるような質問が行われている傾向があり、そのため市長答弁より参与の答弁が中心となっているきらいがあることはご指摘の通りです。一般質問のあり方も含めて、議会で議論してまいります。

Q 答弁時間 35 分の使い方について、時間配分を考えて答弁しなければ、途中で時間切れとなり、聞いている方には理解できない。

光市議会では、一般質問の時間を、議員・執行部ともに35分以内と定めています。原則として、35分を超えた場合は、議長により直ちに発言を終結させられることになっています。現状では、双方とも時間を残して質問が終了することが大半であり、ご指摘のような状況はほとんど起きていません。

しかしながら、限られた時間の中で政策論議を深め、その内容を市民の皆様にお伝えするためには、より論点を明確にした質問と、その論点に対して簡潔明瞭な答弁が必要といえます。議会としては、質問の精度の向上を努力して参りたいと考えております。

Q 議員定数削減について、定数 18 人で委員会構成はどうするのか。

光市議会では、一昨年12月定例会において、議員提出議案により、次回一般選挙より市議会議員の定数を22名から18名に削減する決定を行いました。

本年度より、会派代表者会議において、18名体制での委員会のあり方について議論を行い、改選後の委員会構成について一定の結論を得ました。現在の3委員会を再編して2委員会体制としようとするものです。具体的には以下ようになります。

- ①総務市民文教委員会……総務部、政策企画部、教育委員会、市民部、他の委員会の所管に属しない事項
- ②環境福祉経済委員会……環境部、建設部、経済部、水道局、福祉部、病院局

Q テレビで放映されているが、議員席が映されていない。ぜひ表情を映してほしい。

光市議会の一般質問は、一問一答方式をとっています。そのため、質問者と答弁者が交互に切り替わるテレビ放映の仕方となっています。テレビ視聴者の皆様に、議場の臨場感をより感じていただくための方策を考えて参ります。

Q 議員提案件数が少ない・・・活性化ツールとしてほしい。

いわゆる「議員提出議案」が少ないこと、中でも政策系の議員提出議案が少ないことが全国の地方議会における課題となっています。これは、現在の地方議会が執行部に対する「質疑」中心に運営がされていることに原因があると言われてしています。執行部の条例提案に対し、議員がその内容に質疑を行い、その後可否を問うというスタイルが定着しているのです。

現在では、全国各地の議会において、「議会基本条例」を制定し、「質疑」ばかりでなく「議員間の討議」を中心に議会運営を行い、議会からの政策提言につなげていくという取り組みが活発化しています。この「議員間の討議」のあり方については、これまでも「議会改革研究会」で議論されたこともあり、今後の課題であると認識しています。

ちなみに、近年の議員提案議案には以下のようなものがあります。

○光市議会議員定数条例……………可決成立

○光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………否決

○光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………否決

○光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例…可決成立

○上関原子力発電所の建設に関する光市民投票条例……………否決

この他、議員提出の議案として、「意見書」があります。

「意見書」は地方公共団体の公益にかかわる事柄に関して、議会の議決に基づき、議会としての意見や要望を意見書として内閣総理大臣、国会、関係行政庁等に提出します。

光市議会では、各定例会に会派単位で意見書案を提案し、議会運営委員会で協議されます。ここでの協議により、すべての会派が提出することで合意(全会一致)した意見書のみを議会運営委員会委員長が本会議で提案し、可決しています。意見書には法的拘束力はありませんが、住民代表である議会の総意として尊重されます。

Q 光市は何故「議会だより」を出していないのか。

Q 議会だよりは必要です。HPはみんなが見られるわけではありません。

市議会では、市民の皆様に身近で分かりやすい議会広報を提供していくため、広報広聴活動全体の見直しをしている状況にあります。その一環として「議会だより」は現在休刊となっています。

紙媒体での広報の必要性については十分認識していますが、その内容やホームページ等との役割分担について、現在協議を重ねているところです。

Q ホームページの掲載期間が短い。過去の議会の保存も必要。

現在、ホームページはリニューアルされ、議会の索引が容易になり、掲載期間なども考慮したフォームへと改良しています。また、過去の議会の情報は、合併後の平成16年11月以降から、議事録については平成5年以降から保存・公開がされています。

また、平成24年9月議会より、各常任委員会の議事録、本会議における各議員の賛否状況もホームページで公開することとなりました。

Q 地域の意見をよく聞いてほしい。議会も高齢者の地域福祉向上に目を向けて下さい。

Q 議員も市民とよく話す回数を多くすること。

議員個々人が「議員活動」として市民の皆様の意見を聞くことの必要性はご指摘の通りであり、それについては議員個人の努力・研鑽に期待をするものです。

これまで、議会として公式に市民の皆様のご意見を伺う機会が少なかったことは事実です。そこで、この議会報告会を公式に開催し、積極的に皆様のご意見を伺う機会を作ることとしました。

皆様には、報告の内容に関する質問を含め、市議会や市政全般に対するご意見をいただきたく存じます。頂きましたご意見は、市議会全体として真摯に向き合い、市議会として集約し、様々なかたちで今後の市議会での議論や政策提言に繋げてまいります。回答が必要なものは市議会として回答を作成し、後日ホームページなどで公開する予定です。今後の議会報告会へのご参加をお願いいたします。

また、市議会のホームページでも、市民の皆様のご意見を求めるコーナーを作っています。頂いたご意見は議会全体で向き合い、回答する体制をとっております。

各常任委員会でも、市民の皆様からの要請があれば、現地視察も含め積極的に皆様と直接対話をする用意があります。市政に対する問題や課題、現地視察の要請等があれば、是非ご一報いただきますようお願いいたします。

Q 議員報酬下げ過ぎ。議員定数を削減するに対して、より審議をつくしてください。

現在、光市の議員報酬は月額報酬制を採用しています。その額は議会が決めるものではなく、光市特別職報酬等審議会という第三者からなる附属機関の答申を得て決定されます。

議員報酬は、提供した労働への対価とされ、他市の人口規模や財政規模との比較に基づく妥当性を鑑み決定される仕組みになっています。光市の場合、他行政団体と比較しても突出したものではなく、現行に至っています。

とはいえ、議員定数や議員報酬の問題は、議会のチェック機能を十分果たすためには避けて通れぬ問題であり、「議員のあり方」も含めて市民的論議を重ね、検討すべき案件であると考えています。